

## 第2回第三者委員会会議録

事務局	<p>開会前ではございますが、傍聴の皆様にご案内いたします。</p> <p>報道関係者の方につきましては、委員長より写真撮影に関する案内がございますので、それまでは席でお待ちください。</p> <p>傍聴の皆様におかれましては、お手元に配布いたしました「傍聴に関するご案内」をご一読いただきたいと思っておりますのでご協力をお願いします。</p> <p>委員の皆様は本職をお持ちの中、委員をお引き受けいただいております。勤務先等へ個別の連絡はお控えください。</p> <p>なお、委員会閉会后、委員の皆様にご質問がある報道関係者の方につきましては、15分間の質疑応答の時間を設けますのでよろしくお願ひします。</p> <p>それでは開会までしばらくお待ちください。</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから「第2回桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会」を開会いたします。</p> <p>みなさま、本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>議事に入ります前に、お配りした資料を確認させていただきます。</p> <p>初めに、本日の次第、出席者名簿、座席表がございます。</p> <p>次に、資料6-1) 桐生市における契約業務について、資料6-1参考) 入札方式体系図、資料6-2) 工事関係の入札について、資料8) 新本庁舎建設工事をめぐる入札妨害事件の概要等について(更新)、資料9) 裁判書(官製談合防止法違反、加重収賄)、配布資料は以上でございます。</p> <p>なお、資料は前回からの連番となっており、資料6-1については、前回の資料6を差し替えたものになりますので、お願いいたします。</p> <p>本日の会議資料は、ホームページでもご覧いただけます。</p>
-----	--

## 第2回第三者委員会会議録

事務局	<p>こちらの資料につきましては、傍聴の皆様にもお配りしている資料になります。</p> <p>お手元がない場合は、事務局係員にお知らせください。</p> <p>資料は事前に委員の皆様にお渡しさせていただいたものと同じでございます。</p> <p>お手元の資料に不備等がございましたら、お知らせいただきたいと思いますが、皆様のお手元にごございますでしょうか。</p>
委員一同	<p>はい。</p>
事務局	<p>本日の出席委員の皆様につきましては、配布いたしました出席者名簿のとおりでございます。</p> <p>続きまして、桐生市入札等不正行為に関する再発防止対策第三者委員会設置条例第6条第2項によりまして、委員の過半数の出席をもって成立するとしておりますが、本日は現時点で3名中3名の方がご出席しておりますので本委員会は成立しております。</p> <p>また、本日の会議録は準備が整い次第、ホームページへ掲載いたしますのでよろしく願いいたします。</p> <p>事務局からの連絡は以上です。</p> <p>それでは議事の進行を矢田委員長にお願いしたいと思います。矢田委員長、よろしく願いします。</p>
矢田委員長	<p>では早速ですけれども、2議事（1）桐生市における契約業務についてに入ります。</p> <p>なお、ただいまから報道関係者の方には写真撮影の許可をいたしますけれども、一般傍聴者に配慮の上、議事進行の妨げにならないようお願いいたします。</p> <p>また、赤いパーテーションを超えての撮影はご遠慮ください。</p> <p>それでは、議事（1）桐生市における契約業務について、契約検査課か</p>

## 第2回第三者委員会会議録

契約検査課長	<p>らご説明をお願いします。</p> <p>契約検査課長です。よろしくお願いいたします。前回本委員会での入札制度につきまして、ご説明が不十分でしたので、前回の資料6に替えて、あらためて資料を作成させていただき、ご説明させていただきます。</p> <p>資料6-1) 桐生市における契約業務について(入札方式概要)および資料6-1参考) 入札方式体系図をご覧ください。</p> <p>まず契約の締結でございます。</p> <p>地方自治法第234条におきましては、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする規定されております。</p> <p>地方自治法による契約の方式は以下の4方式がございます。</p> <p>まず、①一般競争入札方式につきましては、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その旨を告示し、かつ、一般の見やすい方法により公告し、入札を行うものです。桐生市契約に関する規則に規定しております。</p> <p>入札情報を公告し、参加資格を満たす事業者から希望者を募る競争入札方式であり、価格競争で行う条件付き一般競争入札と総合評価落札方式の2種類がございます。</p> <p>条件付き一般競争入札につきましては、地方自治法施行令第167条の5の2の規定により実施しております。</p> <p>本市が発注する建設工事のうち、入札に参加する者に必要な資格を定め、条件付き一般競争入札において、入札参加資格の審査を開札後に実施する事後審査方式を採用しております。</p> <p>対象工事は、設計価格が概ね1,000万円以上の建設工事・修繕及び測量・コンサルタント業務において実施するものです。桐生市条件付き一般競争入札(事後審査方式)実施要綱に規定しております。</p> <p>続きまして、総合評価落札方式条件付き一般競争入札につきましては、地方自治法施行令第167条の10の2の規定及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の基本理念に基づいて実施しております。</p> <p>条件付き一般競争入札(事後審査方式)実施要綱に基づく建設工事の競</p>
--------	---

## 第2回第三者委員会会議録

契約検査課長	<p>争入札において、総合評価落札方式により執行するものです。桐生市建設工事総合評価落札方式執行要綱で規定しております。</p> <p>価格競争のみの条件付き一般競争入札に加え、価格競争以外の「技術提案」「創意工夫」「企業の能力」などを評価し、最も優れた業者を価格点＋評価点で総合的に選定するものです。</p> <p>入札価格を価格点とし、技術提案、実績、履行能力、社会貢献度などを評価点とした加算点により落札者を選定するものです。</p> <p>次に、②指名競争入札方式につきましては、地方自治法施行令第167条の規定により実施しております。</p> <p>指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから、入札に参加させようとするものを指名するものです。桐生市契約に関する規則で規定しております。</p> <p>資力、信用その他について適切と認める者を通知によって指名し、その特定の参加者と入札の方法によって、価格競争を行い、予定価格以下の価格で入札した者を契約の相手方となるものと決定し、契約を締結する方式でございます。</p> <p>次に、③随意契約方式につきましては、価格競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定して、その者と契約を締結する方式で、地方自治法施行令（第167条の2）の要件に該当する場合に限り、随意契約を締結することが可能とされています。契約方法としては、随意契約（1者）のほか、少額の価格による随意契約（見積合わせ）がございます。</p> <p>なお、地方自治法施行令による要件につきましては、以下のとおりですが、前回ご説明申し上げましたので、本日は省略させていただきます。</p> <p>続きまして、随意契約のうちのプロポーザル方式について、ご説明いたします。</p> <p>公共事業の委託先を選定する際に、複数の業者から企画提案を募り、価格だけでなく、業者の技術力や実績等を総合的に評価して最適な契約相手を選定するものです。</p> <p>選定された業者（受託候補者）とは、原則として随意契約で契約を締結するものとなります。</p> <p>プロポーザル方式には、公募型と指名型がございます。</p>
--------	--

## 第2回第三者委員会会議録

契約検査課長	<p>公募型プロポーザル方式につきましては、発注者が発注する業務に対し、参加資格を満たす業者であれば誰でも広く応募することができ、複数の業者から企画提案を募り、価格だけでなく提案内容や技術力、実績などを総合的に評価して最適な契約相手を選定する方式でございます。</p> <p>また、指名型プロポーザルにつきましては、発注者が案件の専門性や必要性に応じて、あらかじめ選定した特定の業者を指名し、その業者から企画提案を募り、価格だけでなく提案内容や技術力、実績などを総合的に評価して最適な契約相手を選定する方式でございます。</p> <p>続きまして、コンペ方式による随意契約についてです。 複数の応募者から具体的な設計案やデザイン、アイデアなどの成果物を募り、最も優れた提案を選定する発注方式です。 プロポーザル方式が最適な「契約相手」を決定するのに対し、コンペ方式は「具体的な設計案・企画案」を決定するものです。</p> <p>プロポーザル方式と同様、随意契約で契約を締結いたします。 なお、プロポーザル方式とコンペ方式の違いにつきましては、プロポーザル方式は、事業者の能力・実績・体制や適切な計画であるかなどを評価するのに対し、コンペ方式は、提案内容・完成度・アイデアなどが評価の対象となっております。</p> <p>次に、④競り売り方式につきましては、地方自治法施行令第167条の3の規定により実施するものであり、不動産又は動産の売払いについて、特に必要があるときは、一般競争入札に関する規定に準じて競り売りに付することができるかとされております。</p> <p>以上が入札方式概要についてでございます。</p> <p>続きまして、お手元に配付させていただきました資料6-2) 工事関係の入札についてをご覧ください。こちらは前回の委員会後に委員からご意見をいただいた内容であります。桐生市と県内11市の工事関係の入札制度について比較したものです。</p> <p>左から「質問内容」「桐生市」「県内他市」の順となっております。 令和8年2月26日現在の状況となり、県内11市の詳細については割</p>
--------	---

## 第2回第三者委員会会議録

契約検査課長	<p>愛させていただきますのでご了承ください。</p> <p>最初に、予定価格の公表時期についてでございます。 桐生市を含む、県内すべての市が事前公表となっております。</p> <p>次に、最低制限価格の公表時期についてでございます。 桐生市を含む、県内11市が事後公表、1市が事前公表となっております。</p> <p>次に、落札及び採用率でございます。 令和6年度の落札・採用額の総額を予定価格の総額で割りかえた率ですが、桐生市は95.59%、他市は87.29%から97.80%となっております。 桐生市は低い方から数えて6番目となっております。</p> <p>次に、条件付き一般競争入札と指名競争入札の基準についてでございます。 桐生市は、条件付き一般競争入札は、概ね1,000万円以上の建設工事・修繕で、条件付き一般競争入札となる金額以下は指名競争入札としております。</p> <p>県内他市は、入札となる金額が200万円を超える工事の案件については、原則、条件付き一般競争入札としている市が4市。一定の金額以上の工事は、原則条件付き一般競争入札としている市が4市で、金額は500万円以上、1,000万円以上、2,000万円以上など市により異なっております。土木・建築などの工事の種類ごとに条件付き一般競争入札の基準を設けている市は3市となっております。</p> <p>続きまして、総合評価落札方式を採用する基準についてでございます。 前回、矢田委員長より「総合評価落札方式及びプロポーザル方式を実施するための基準はあるか」との質問をいただいた項目であるため、※を付けさせていただきました。</p> <p>総合評価落札方式につきましては、桐生市には明確な基準がなく、「工事の規模、技術特性等を勘案し、契約検査課長が指定する。」と前回お配りした桐生市建設工事総合評価落札方式執行要綱において定めております。</p>
--------	---

## 第2回第三者委員会会議録

契約検査課長	<p>県内他市は、金額など一定程度の基準がある市が6市、要綱や要領などに明確な基準がない市が5市となっております。</p> <p>次に、総合評価落札方式の実施件数でございます。</p> <p>桐生市は、近年では、新本庁舎建設工事を実施する際の「桐生市新本庁舎建設工事 総合評価落札方式による条件付き一般競争入札（事後審査方式）」のみとなっております。</p> <p>また、本市では試行という形で、平成21年度から令和2年度まで、桐生市建設工事総合評価落札方式試行要領に基づき、年に2件から3件の実績がございました。</p> <p>県内他市は、月平均1～2件実施という市が2市、年に数件程度実施という市が3市、過去に実施したことがあるという市が6市となっております。</p> <p>続きまして、プロポーザル方式の案件に対する契約担当課の関わりについてでございます。</p> <p>桐生市では、プロポーザル方式は、提案内容や技術力などを審査する方式という特性上、事業担当課がすべて実施しており、契約事務に関する内容についての相談があれば対応しているという状況でございました。</p> <p>県内他市は、事業担当課がすべて行っており、相談があれば応じているという市が7市、契約担当課が関わって指名選考委員会と同様の委員会に諮問しているという市が3市、起案の合議の段階で内容を確認しているという市が1市となっております。</p> <p>次に、プロポーザル方式を採用する基準があるかについてでございます。</p> <p>前回、矢田委員長より「プロポーザル方式を実施するための基準はあるか」との質問をいただいた項目であるため、※を付けさせていただきました。</p> <p>総合評価落札方式と同様、明確な基準がなく、マニュアルやガイドラインにつきましても作成していないという状況です。</p> <p>県内他市は、マニュアルやガイドラインを作成している市が6市、作成していない市が5市となっております。</p>
--------	---

## 第2回第三者委員会会議録

契約検査課長	<p>続きまして、指名人の選考等を行う委員会の設置及び諮問する金額の基準についてでございます。</p> <p>桐生市は、桐生市契約等業者指名選考委員会規程により委員会を設置し、諮問対象となります金額の基準といたしましては、予定価格が250万円を超える競争入札、予定価格が200万円を超える工事請負の随意契約となっております。</p> <p>県内ではすべての市が、要綱や規程により委員会を設置しております。諮問対象となる金額の基準につきましては、すべての入札案件を対象としている市や、予定価格が5,000万円以上の工事を対象としている市などがございました。</p> <p>続きまして、入札及び適正化を促進する委員会設置の有無及び名称についてでございます。</p> <p>桐生市は、桐生市公共工事等入札監視委員会条例により設置しております。</p> <p>県内他市は、要綱や要領により委員会を設置している市が6市、未設置の市が5市となっております。</p> <p>今回、県内各市の状況を確認・比較させていただきましたが、本市の入札制度は、金額設定では他市との違いはありますが、各項目においては概ね均衡が保たれているものと考えております。</p> <p>入札・契約制度の県内他市との比較について、以上となります。</p>
矢田委員長	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>ただいま契約検査課から説明いただきましたが、この件につきまして委員の皆様からご質問やご意見等ございますでしょうか。</p>
増田副委員長	<p>資料6-2を見ると、総合評価落札方式の基準がないのが5市、プロポーザル方式を採用する基準がないのが同じく5市、入札及び契約の適正化を推進する委員会がないのが5市とあります。こちらは他市に調査協力をしてもらったものをまとめたものと考えておりますが、これらの表だと読み取れないので、基準がない等の5市は共通しているのかしていないのか。</p>

## 第 2 回第三者委員会会議録

	<p>あるいは桐生市の規模はちょうど真ん中あたりかそれよりちょっと上ぐらいだと思うのですが、中小規模の自治体であれば制度が未整備のため基準がないという、そういうことが推測されるのですが、何かそういう傾向がございますでしょうか。</p>
<p>矢田委員長</p>	<p>契約検査課長お願いします。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>基準等がない 5 市がすべて共通しているというわけではありませんが、比較的同じ市に共通している傾向が見受けられます。</p> <p>また、桐生市よりも人口規模の小さい市でも基準等がある市もありますが、比較的人口規模が大きい市の方が、整備されている傾向が見受けられました。</p>
<p>矢田委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。ほかに何かご質問、ご意見ございますか。</p>
<p>増田副委員長</p>	<p>落札・採用率についてですが、各市との比較の中で 10%程度の幅があるようです。今お答えいただいたそれぞれの 5 市について、偏りがあるのか、高止まりのようなものがあるのか。あるいは先ほどと重なる部分もあるのですが人口規模などによる何らかの傾向はありますか。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>落札・採用率につきましては、最低制限価格を事前公表している 1 市につきましては、12 市の中で最も低い率となっております。</p> <p>総合評価落札方式の基準がない 5 市及びプロポーザル方式の基準がない 5 市に、落札・採用率との関係性は見受けられませんでした。</p> <p>しかし、委員会の設置がない 5 市については、落札・採用率が高く、上位 5 市となっているという傾向がみられました。</p> <p>なお、人口規模により率が高い・低いという傾向は人口規模に関係なくまちまちのため、特に傾向は見受けられませんでした。</p>
<p>矢田委員長</p>	<p>ありがとうございます。寺内委員も何かご意見あればお願いします。</p>
<p>寺内委員</p>	<p>群馬県の職員ということで群馬県のこともお話したいと思います。今ご説明あった中で各市の状況が出ていましたが、群馬県でも、群馬県公共工事総合評価落札方式審査委員会という委員会がございます。</p> <p>いわゆる第三者委員会です。その委員会の中で市町村が実施する総合評価落札方式に関し、県が当該市町村長から落札者決定基準等に関する意</p>

## 第 2 回第三者委員会会議録

寺内委員	<p>見の聴取等を依頼された場合に、落札者決定基準等について意見を述べる体制が整備されています。</p> <p>要する時間の関係があつたり、それぞれ各自治体のご都合もあつたりするかとは思いますが、そちらを活用いただくことで、より契約、審査の当事者以外の第三者の意見が反映されやすいのかなと思います。</p> <p>審査委員会運営要領によれば、委員は現在 6 名で、それぞれが公共工事に関する学識経験を有し、人格、識見に優れ、公正中立の立場を保てる方です。税理士の方や公共工事発注関係の国の機関の方がいます。繰り返しになりますが、入札、契約当事者以外の第三者の意見が入ること、より公平・公正な審査というような担保が取れるのではないかと考えています。</p> <p>今後、桐生市で総合評価落札方式に関して何か検討がある場合は、この委員会を活用することも視野に入れて、議論を進めていただくのが良いかと思えます。いかがですか。</p>
矢田委員長	<p>契約検査課長お願いします。</p>
契約検査課長	<p>群馬県において、公共工事総合評価落札方式の審査委員会が設置されていることは承知しております。</p> <p>桐生市は、今回の総合評価落札方式の入札の実施に合わせて、建設工事総合評価落札方式審査委員会設置要綱を制定し、今回の総合評価落札方式を行ったのですが、今後は、群馬県の本制度を利用することの必要性についても検討してまいりたいと思います。</p>
矢田委員長	<p>ありがとうございます。寺内委員からご質問はこれでよろしいですか。ありがとうございます。</p> <p>今両委員の方からご意見、ご質問等いただきましてありがとうございます。いわゆる総合評価落札方式の実施基準ですとか、あるいはプロポーザル方式のガイドライン作成についてですけれども、しばらくまだ当然委員会があるわけですのでその辺の検討研究等について進めていく方向ということになるかというふうに思っていますけれども、何かその辺について契約検査課長の方からご意見等ございますか。</p>

## 第 2 回第三者委員会会議録

契約検査課長	確かに現状の総合評価落札方式ですと契約検査課長が指定するとかありますが、今後この委員会の方でご指摘いただいた中で研究してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。
矢田委員長	私の方から確認で、桐生市で総合評価落札方式に関して基準がない経緯や理由はあったのですか。
契約検査課長	一律の基準により画一的に判断するよりも、工事規模や技術特性等を個別具体的に勘案し判断する方が適切であるとの考えのもと、基準を設けなかったものであると理解しています。
矢田委員長	旧要領での実績は毎年 2～3 件程度とのことですが、どういった案件を選定していたという、何かご紹介できるものはありますか。
契約検査課長	<p>試行期間ということで、案件の選定につきましては契約検査課と工事担当課で協議して抽出しておりました。</p> <p>過去の実績からしますと、土木、管、舗装、電気それから建築という 5 業種でございますけども、その中から随時抽出をしておりました。</p> <p>金額や工事の規模等を勘案し、選んでいたということになっております。特に土木工事について抽出している例が多かったというふうに見受けられます。</p>
矢田委員長	確認ですが、今の要綱は新本庁舎建設に当たり、新たに制定されたものということよろしいですか。
契約検査課長	<p>現在の要綱は、新本庁舎建設工事において、総合評価落札方式を実施するにあたり制定されました。</p> <p>ただいま申し上げました試行要領につきましては、現在の要綱以前に試行という形で執行していたという状況です。</p>
矢田委員長	<p>ありがとうございます。先ほどのご説明の中で、金額など一定程度の基準がある市と基準がない市が同じくらいの数であると承知しています。</p> <p>それぞれ理由があるのだと思いますが、基準があれば、総合評価落札方式の採用を判断する者が、個人的な判断や考え方ではなく、一定のルー</p>

## 第2回第三者委員会会議録

	<p>ルのもと判断することもルールによって縛ることができるとも考えられますが、委員の皆様ご意見等いかがでしょうか。</p> <p>寺内委員お願いします。</p>
寺内委員	<p>先ほど、今後研究をされていくというお話もありましたが、資料6-2にもあるとおり、総合評価落札方式を採用する基準がある県内他市が6市あり、重々ご承知だと思いますが、群馬県でも、群馬県総合評価落札方式活用ガイドラインを作成しております。</p> <p>ぜひそちらも参考にさせていただき、金額や内容などを検討いただくのがいいと思います。</p>
矢田委員長	<p>ありがとうございました。次に増田副委員長、お願いいたします。</p>
増田副委員長	<p>いろいろ個別の事情等もあると思うのですが、この際桐生市が見本を示していき、また適正化を進めていくのに取り組むという意欲が必要なのかなというふうに個人的には考えております。ですので、何らかの基準などを研究していただいて、前進させていくのが適切かなと考えています。</p>
矢田委員長	<p>ありがとうございます。今両委員の方からもご意見いただきました。基準の有無について様々なメリット・デメリットあるかと思しますので、今後その点について研究を進めていただければと考えているところですけど、この点よろしいでしょうか。</p>
契約検査課長	<p>委員のご意見のとおり、総合評価落札方式の採用基準につきましては、他市では基準がある市が6市ございますので、まずは基準があることのメリットやデメリット等について、他市の事例等を参考にしながら研究させていただきたいと思っております。また寺内委員からのお話がありましたように群馬県のガイドライン等も参考にさせていただき研究したいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>
矢田委員長	<p>ありがとうございます。それでは、その辺の調査・研究をしっかりとさせていただき、今後の委員会で報告していただければと思いますのでお願いします。</p>
矢田委員長	<p>次に、プロポーザル方式についてですが、先ほどの説明では桐生市には</p>

## 第 2 回第三者委員会会議録

	<p>プロポーザル方式採用に当たってのマニュアルやガイドラインはないとのことでありましたが、その理由や必要性がなかったのか、その辺の事情についてご説明いただけますか。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>プロポーザル方式は、提案内容や技術力などを審査する方式という特性上、事業の詳細を理解している事業担当課が判断するものとの理解から特にマニュアル等は設けていないという状況です。</p>
<p>矢田委員長</p>	<p>ありがとうございます。プロポーザル方式について、桐生市においては事業担当課がすべて行っているとのことですが、各課で行われたプロポーザルの実績はどの程度か、今わかれば教えてください。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>令和 3 年度以降になりますが、桐生市ホームページに掲載している限りでは、業務委託において、13 件ほどの実績がございました。</p>
<p>矢田委員長</p>	<p>どんな案件かわかれば教えてください。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>勤怠管理システム導入業務委託や、庁舎移転計画等策定業務委託などの案件が行われました。</p>
<p>矢田委員長</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。桐生市においては、プロポーザル方式のガイドラインがなく、事業担当課がすべて実施しているとのことですが、冒頭の説明等を伺うと、群馬県内の各市においても、マニュアルやガイドラインを作成している市とそうでない市が半分ずつであり、こちらもそれぞれ理由があるかと思えます。</p> <p>先ほど議論させていただいた総合評価落札方式と同様ではありますが、一定のガイドラインのようなものが必要なことも考えられるところですが、私は弁護士という職業柄決して詳しいわけではありませんので、委員の皆様からこの辺についての知見やご意見を頂ければと思いますが、寺内委員からお願いします。</p>
<p>寺内委員</p>	<p>プロポーザル方式も内容が勤怠管理システムや庁舎移転計画等策定業務委託、あとは当然建設コンサルタント、あとは場合によっては、なかなか職員が直接できないようなこと、例えば中学生の海外派遣のツアーなどもあると思えます。</p>

## 第2回第三者委員会会議録

寺内委員	<p>先ほどのご説明で、事業担当課が全て実施して契約担当課が関わっていないというお話だったので確認です。どういう基準で審査するかとか、審査するときに総合評価落札方式もそうですが、項目ごとに点数か何かを割り振っておき点数をつける方式でプロポーザルの業者を指定しているのでしょうか。</p> <p>配点のことであるとか審査項目のことであるとかを事前に契約担当課が関わって、資料6-2を見ると3市ありますけど、指名選考委員会等に確認してもらおうとか。</p> <p>やっているのかもしれないですが、この資料を見ただけではやっていないように見えてしまったので。やってみたり、あとは最後に審査が終わり事業担当課が審査して、業者が特定された後の審査結果について、契約担当課が関わって指名選考委員会と同様の委員会に諮問するというようなことは、桐生市はなさっていないということですか。</p>
矢田委員長	<p>契約検査課長からお答えをお願いします。</p>
契約検査課長	<p>寺内委員がおっしゃるとおりで契約検査課の方では特に関わってない状態です。</p>
矢田委員長	<p>ありがとうございました。次に増田副委員長何かございますか。</p>
増田副委員長	<p>私も専門的なことはわからないのですが、プロポーザル方式に関するガイドラインの必要性についてはある程度あるのではないかと考えています。といいますのも、このプロポーザル方式によって選ばれる業者とかが、もしかすると不正の入口になる可能性があるかもしれないというふうに考えておりました、そういうリスクを避けるためにも、何らかのマニュアル・ガイドラインあるいは担当課のみで決定しないとかそういったところを検討されるのではないかと考えていたのですが、いかがでしょうか。</p>
契約検査課長	<p>ただいま増田副委員長のご意見のとおり、必要性は感じておりますので今後研究してまいりたいというふうに考えております。</p>
矢田委員長	<p>両委員からほかにご意見ご質問はありますか。よろしいですか。</p>

## 第2回第三者委員会会議録

矢田委員長	<p>ありがとうございます。先ほどの総合評価落札方式と重複するところではあるのですが、この点についても一定のガイドラインのようなものが必要なのかなというふうにも思えるところです。</p> <p>先ほどもそうでしたが、メリット・デメリットを研究していただいた上で、再度ご報告いただくというようなことになろうかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。</p>
契約検査課長	<p>両委員からもご意見ありましたが、他市の事例等も研究し、メリット・デメリット等についてこの委員会に結果を報告したいと思いますのでよろしくお願いたします。</p>
矢田委員長	<p>ありがとうございます。では、議事（1）桐生市における契約業務については、以上でよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>はい</p>
矢田委員長	<p>それでは、（1）桐生市における契約業務については以上とさせていただきます。</p> <p>次に、（2）新本庁舎建設工事をめぐる入札妨害事件の概要等について（更新）、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>新本庁舎建設工事をめぐる入札妨害事件の概要等について（更新）ということで、お手元に資料8がございます。こちらは前回の会議において、資料5として時系列順に関係する事案をNO.1からNO.29まで説明いたしました。その後、内容が更新された部分がございますので本日は、令和8年1月21日から本日3月26日までに発生したNO.30とNO.31の2事案について、説明させていただきます。</p> <p>なお、前回同様、本資料は、報道関係資料等を参考に作成させていただいたものとなりますので、予めご承知おき願います。</p> <p>それでは、お手元の配布資料8新本庁舎建設工事をめぐる入札妨害事件の概要等について（更新）、をご覧ください。</p>

## 第2回第三者委員会会議録

事務局	<p>まず、NO. 30、日付が令和8年2月5日においては、市議会関係として、市は、議案第5号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を市議会本会議に上程いたしました。</p> <p>この議案は、庁舎建設に関する不正入札問題について、前副市長が逮捕され、有罪判決が確定するという前例のない事件が起きたことを踏まえ、市長、副市長及び教育長の特別職が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留、その他の身体の拘束を受けた場合における給料等の取扱い、こちらは給料や期末手当の一時差し止めや不支給といったものになります。このような規定を定めるものであります。</p> <p>結果として、3月17日の市議会本会議において、本改正案は全会一致により可決されました。</p> <p>このことを受けた報道として、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特別職逮捕で給料停止</li><li>・前副市長らが関与した収賄・入札妨害事件に関連し、特別職が逮捕された場合などに給料や期末手当も一部差し止める条例改正案。</li><li>・改正案では逮捕などの身体拘束処分を受けた日数に応じ、給料は日割りで支給を停止し、期末手当は全額停止とする。有罪が確定した場合には給与、期末手当ともに不支給にできる。</li><li>・市は「前例のない事件が起きたことを踏まえ、今後は給料の一部の差し止めなどの対応を迅速に行えるようにする」とした。</li><li>・県議会は逮捕時などに議員報酬支給を停止する条例改正案を昨年9月に可決している。</li></ul> <p>といった記事が掲載されておりました。</p> <p>なお、参考ではありますが、市議会議員も特別職と同様に取扱えるよう改正した議第1号議案が同日（3月17日）、議員より提出され、全会一致で可決しております。</p> <p>次に、NO. 31、日付が3月23日においては、事件概要として、ゲンエイ元役員の新井被告の第4回公判が行われ、弁護側から証拠提出がなされ、証人尋問についての協議後、閉廷いたしました。</p> <p>このことを受けた報道として、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・弁護側は新たに証拠を提出し、前副市長が関東建設工業を代表とする</li></ul>
-----	--

## 第 2 回第三者委員会会議録

事務局	<p>J Vに有利となる入札公告を指示していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護側は前副市長が入札公告案を自発的に添削し、関東建設工業に有利となるよう取り計らっていた。</li> <li>・ 弁護側は昨年 1 1 月の冒頭陳述で、入札公告の内容などを決める指名選考委員会の委員長だった前副市長は、公正な手続きを進める意思がなかったと指摘。入札が適法に行われず、入札妨害罪は成立しないとして新井被告の無罪を主張した。</li> <li>・ 5 月以降には前副市長への証人尋問も視野に入れている。</li> <li>・ 一方、相沢被告の初公判はいまだ開かれていない。</li> <li>・ 次回公判は 4 月 2 4 日の予定。</li> </ul> <p>といった記事が掲載されておりました。</p> <p>新本庁舎建設工事をめぐる入札妨害事件の概要等について（更新）の説明は以上となります。</p>
矢田委員長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明については、事務局からの報告ということでご承知おきいただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
委員一同	<p>はい。</p>
矢田委員長	<p>では、続いて議事（3）検証作業についてに入ります。</p> <p>前回会議で、裁判の判決が確定している令和 2 年の「官製談合防止法違反、加重収賄事件」について、裁判資料に基づく検証を優先的に進めていくという方針が決まりましたが、本日の検証作業について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、本日の検証作業についてであります。まず裁判資料の閲覧・謄写について、2 月にさいたま地方検察庁へ問い合わせたところ、内部事務に 1 か月ほど要するため 3 月にならないと閲覧・謄写の申請が受けられる状態にならない旨回答がありました。</p> <p>現在も申請については、さいたま地方検察庁にご指導いただいているところではございますが、我々が想定していたよりもさいたま地方検察庁の事務処理に時間がかかっており、今日現在で閲覧等できていない状況</p>

## 第2回第三者委員会会議録

事務局	<p>であることを報告させていただきます。</p> <p>裁判資料の閲覧等につきましては、今後もさいたま地方検察庁と調整し進めていきたいと考えておりますのでご理解のほどお願いいたします。</p> <p>本日につきましては、皆様のお手元に資料9を配布させていただきました。</p> <p>こちらの資料は、特に新しい情報はございませんが、さいたま地方裁判所のホームページに掲載されている令和2年の官製談合防止法違反、加重収賄事件の裁判書で裁判の判決内容が記載されている資料であります。</p> <p>本日はこの資料内容を皆様と共有するため、一読させていただきたいと思っております。その後、皆様からご意見を頂ければと思っておりますのでよろしくようお願いいたします。</p> <p>主 文</p> <p>被告人を懲役1年6月に処する。</p> <p>この裁判確定の日から3年間その刑の執行を猶予する。</p> <p>被告人から10万円を追徴する。</p> <p>理 由</p> <p>(犯罪事実)</p> <p>被告人は、群馬県桐生市副市長として桐生市長を補佐し、桐生市長の命を受け政策及び企画をつかさどり、同市発注の設計業務等の入札及び契約等に関する事務を監督するなどの職務に従事していたもの、Aは、群馬県議会議員であったものであるが、被告人は、第1 Aと共謀の上、同市が令和2年9月29日に最終審査を行った公募型プロポーザル方式による「桐生市庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務委託」の契約の締結に関し、株式会社Bを最優秀者として同契約の受託候補者に選定させようと考え、被告人において、前記職務に従事する者として適正に入札等に関する職務を行う義務があるのに、その職務に反し、同年8月下旬頃、群馬県内又はその周辺において、Aを通じて、株式会社B従業員Cに対し、職務上知り得た同プロポーザルの秘密事項である審査委員の氏名等を教示するなどし、もって入札等に関する秘密を教示する方法により入札等の公正を害すべき行為を行い、第2 同年12月2</p>
-----	--

## 第2回第三者委員会会議録

事務局	<p>3日頃、同市（住所省略）所在の被告人方において、株式会社B従業員Dから、前記第1記載の職務上不正な行為をしたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、宅配便により送付を受ける方法により、額面合計10万円の商品券の供与を受け、もって自己がその職務上不正な行為をしたことに関し、賄賂を収受した。</p> <p>（量刑の理由）</p> <p>被告人は、副市長という要職にありながら、公共入札等の公正を害する行為を自ら行った。公共入札制度の公平性や透明性が求められる中、本件は、こうした社会情勢に逆行する悪質な犯行であり、市民の公務に対する信頼も大きく損なわれた。</p> <p>被告人は、Aからの何度にもわたる依頼を断り切れずに審査委員の氏名等を伝えたなどと述べるが、そうした安易な理由で不正行為を行うこと自体、要職にあることの責務を軽んじていたことの表れといえるし、更にその不正行為に関して賄賂を受け取るなど言語道断である。本件の犯情は悪く、被告人の刑事責任を軽く見ることはできない。</p> <p>その上で、被告人が事実を素直に認め、副市長の職を辞して桐生市民に謝罪の言葉を述べるなど、反省の態度を示していること、前科がないこと、自業自得とはいえ本件が広く報道されたことにより相応の社会的制裁を受けたこと等の事情も認められるので、こうした事情も考慮し、刑の執行を猶予するのが相当と判断した。</p> <p>（求刑 懲役1年6月及び主文同旨の追徴）</p> <p>令和7年11月25日 さいたま地方裁判所第1刑事部 以下は裁判官の氏名となります。</p> <p>私からは以上です。</p>
矢田委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、判決書の方ご説明いただきましたけれども、今のはあくまでも判決書ということでこれは結論ということですので、これだけで事件の背景等までわかるというものにはならないのかなと思っています。</p>

## 第2回第三者委員会会議録

矢田委員長	<p>そういったことまできちんとしようということも当然必要かとは思いますが、そのためには裁判資料の閲覧・謄写といったことが必要となります。謄写はできませんので閲覧ということになるかと思っております。</p> <p>その上で閲覧をした内容等も参考にしながら関係職員等への聞き取りということも、今後必要となってくるかもしれないということになります。</p> <p>先ほどのご説明ですと閲覧ができるのが4月になろうかというふうに伺いました。そうしますと4月以降、事務局の皆さんに閲覧していただくということになろうかと思っております。</p> <p>一般的にこういった案件ですと、裁判記録が非常に膨大なものになりやすいというのは、容易に想像できるところかなと思っております。それらを全て完璧に閲覧してくるというのは非常に難しいですし、現実離れしていると思いますので、主にこういったところに特に着目して閲覧してきてもらいたいというようなことがあれば、今後事務局の閲覧も非常にやりやすいものになろうかというふうに考えておりますし、無駄のないものになろうかと思っております。</p> <p>その意味でどういったところに重点を置いてというあたりについて、委員の先生方からご意見いただければと思っておりますが、まず私のお願いしたいところだけ申し上げてしまうと、今回のこの第三者委員会の職務とすると、今回の原因の分析ですとか、あるいは再発防止策の検討ということになっておるかと思っておりますので、閲覧する際にもそういったところにきちんと役立つ、具体的に言いますと、第三者と職員等で不正が起こる機会やその場というものがどこにあったのかと、あるいはその不正に至った動機ですとか、そういったところがわかる部分について詳しく閲覧していただければというふうに思っております。</p> <p>それがわかれば、例えばこういう場をなくすということができるとことで、再発防止ということが図れるのかなというふうに思っているところになります。</p>
-------	--

## 第2回第三者委員会会議録

矢田委員長	<p>裁判資料につきましては、閲覧が当然まだできてないわけですから、どういった資料があるかという、例えばリストなどがあるわけではないので、何を閲覧していきたいということがわかりづらいところはあるかというふうに思いますし、委員の皆様でも特に裁判記録等に慣れていない方も当然いらっしゃると思うので大変申し訳ないのですがけれども何かこういった内容について閲覧をしっかりとさせていただきたいというようなことについて、ご意見があればお伺いしたいというふうに思っているところです。委員の先生方、まずは増田副委員長の方から何かご意見があればお願いします。</p>
増田副委員長	<p>基本的には委員長のおっしゃられたこととおりののですが、付け加えて言えば、前副市長が漏らした機密情報についてですとか、前副市長や業者からの働きかけがどうあったのかとか、その働きかけが審査に影響を及ぼしたのかどうかなどについて具体的にわかるものが知れたら良いかと思います。</p>
矢田委員長	<p>ありがとうございました。次に寺内委員、お願いいたします。</p>
寺内委員	<p>矢田委員長、増田副委員長がおっしゃったことで十分だと思います。とにかく公判が始まってない、全貌がわからない中で、まずは一番最初のどういう動きがあっただけでこういうことが起こったのかという観点で見ていただくのがいいと思います。</p>
矢田委員長	<p>委員の先生方からもお話の方いただきました。私からもご提案をさせていただきましたけれども、そういったところを踏まえて事務局の方で閲覧を進めていただければというふうに思います。</p> <p>その結果を分析した上で、聞き取り対象をどうするかあるいは何を聞き取るのかといったことを今後検討していきたいというふうに考えておりますけれども、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>はい。</p>
矢田委員長	<p>ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。</p> <p>なお、裁判資料を検証していく中で、関係職員等へ聞き取りを実施する場合は、非公開での実施となるため開催日時等は公表いたしません、</p>

## 第2回第三者委員会会議録

矢田委員長	<p>聞き取った内容については公開の会議で私から報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
寺内委員	<p>そのほか委員の皆様から、検証作業についてご意見等ございますか。</p> <p>桐生市にとって固有という問題ではないと思うのですが、過去他の自治体での事件を見ていく中で、議員の方と職員また一般業者の方と職員の距離感、どこの市という話はないのですが、ある市だと個人携帯で業者の方、業者の方といっても現場の方ではなくて経営陣の方と連絡を取り合っていたという事例がありました。そういう過去の事件の内容もありましたので、今回の桐生市で起こった事態が職員の方と議員の方、もしくは業者の方との距離感がどれぐらいなのかというのも、事前に知っておく必要があると思います。</p> <p>市の職員の中で市議会議員の方などや取引業者など業務上の関係者と、個人の携帯電話などで個別に繋がりを持っている方であるとか、また往々にしてどうしても連絡取らなければいけないことはあると思うのですが、その時点で例えばコンプライアンスに関する知識・経験が十分にあれば、どの程度の距離感で付き合いやすいのかというのがわかるかと思うのです。</p> <p>そういう職員向けの研修の受講があったとかないとか、そういうことの実事確認のための、今後の検証を進めていく中で予備知識というか事前にそういう状況を知っておく方が、より効果的な対策というか、検討できると思います。そういう職員の方のアンケート調査を実施したらいかがかないと思います。</p> <p>時間もそんなにあると思えませんので事務局の方ともいろいろ相談しながら内容は委員の方と決定するのでいいのではないかと思います。具体的なスケジュールはまた引き続き事務局の方と検討していければと考えています。いかがでしょうか。</p>
矢田委員長	<p>ありがとうございます。私は非常に積極的なご提案かと思っておりますけれども、増田副委員長何かございますか。</p>
増田副委員長	<p>賛成いたします。</p>

## 第2回第三者委員会会議録

矢田委員長	かなり大変な作業があるのかと思いますけれども、市全体の話としては、きちんとした形でアンケート等させていただいた方がいいのかなというふうに私は思っているのですけれども、現実問題としてそもそもできるのかできないのかとか、やるとしたらどの程度の時間がかかるのかとか、その辺について事務局の方から今答えられる範囲のことがあればお願いいたします。
事務局	<p>総務課長でございます。今の委員さんの方からアンケートというようなご意見を頂戴いたしました。伺った内容からすれば、アンケートは可能だと思っております。</p> <p>また、かかる時間ということですが、設問の方を委員さんと詰めさせていただいて、それができれば、さほど時間をかけずにひと月以内とか、例えば5月いっぱいまでにとかいうようなところでの実施は可能と考えております。この後各項目等につきまして詰めさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
矢田委員長	ありがとうございます。それはアンケートして集計まで5月ぐらいで可能だという感じでしょうか。
事務局	ものによってかもしれませんが、設問の内容にもよりますが、基本的にはできるものと考えております。
矢田委員長	<p>ありがとうございます。そのアンケートの項目につきましては、今ここで個別に確定していくというのは場にそぐわないのかなというふうにも思っているところですので、追って委員の方で協議させていただいて、具体的な手続き等につきましては事務局の方とも協議をさせていただきながら進めていきたいというふうに思っているところです。</p> <p>そうしますと、アンケート自体を行うということと、それを次回の委員会までの間に、実施と集計等の作業を事務局の方にさせていただくという形で進めていくということで、この点についてはよろしいですか。</p>
委員一同	はい。
矢田委員長	はい。それでは今の手続きの方させていただくということになりますの

## 第2回第三者委員会会議録

	<p>で、事務局の方にはお手数かけるとは思いますけれどもよろしく願いいたします。</p>
<p>矢田委員長</p>	<p>その他この検証作業につきまして、お二人の委員の方から何か付け加えることとかございますか。よろしいですか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>はい。</p>
<p>矢田委員長</p>	<p>それでは（３）の検証作業につきましては以上ということにさせていただきます。</p>
	<p>（４）その他になります。事務局の方で何かございますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>次回の会議につきましてですが、今のところ5月中の開催を想定しておりますが、先ほどもお話にあがったように裁判資料の閲覧状況によっては6月の開催にずれ込むということも見込まれますが委員の皆様のご都合はいかがでしょうか？</p>
<p>委員一同</p>	<p>それで結構です。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、開催日時等につきましては、今後調整させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>開催概要につきましては、開催期日の1週間程度前に公表いたします。一部非公開の場合は、その旨も併せて公表いたします。</p> <p>また、裁判資料につきましては、引き続き、さいたま地方検察庁と連絡を取り進めさせてさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、翌月の5日までに勤務実績簿を事務局までメールで提出していただきますようお願いいたします。</p> <p>傍聴の皆様へのご連絡です。 本委員会に関するお問い合わせは、事務局である総務課までご連絡をお願いいたします。 委員の皆様のご勤務先等へ個別の連絡等はお控えください。</p>

## 第2回第三者委員会会議録

事務局	<p>本日の委員会の会議録は、ホームページへ掲載いたしますが、準備にお時間をいただきますのでご了承をお願いいたします。</p> <p>報道関係者の方にご連絡です。</p> <p>報道関係者の皆様には委員会終了後、15分間になりますが、質疑応答の時間を設けますので、閉会までしばらくお待ちください。</p> <p>事務連絡は以上です。</p>
矢田委員長	<p>この点については何かよろしいですか。</p>
委員一同	<p>はい。</p>
矢田委員長	<p>それでは以上をもちまして、本日の議事を全て終了とさせていただきたいと思えます。</p> <p>第三者委員会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>以上で本日の議事はすべて終了しました。</p> <p>お帰りの方は、傍聴札を入り口におります事務局係員にお渡しいただき、お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。</p>
事務局	<p>それではただいまより質疑応答の時間とさせていただきます。</p> <p>質疑のある方は挙手の上、指名された方より報道機関名をお伝えいただきお話をお願いしたいと思えますが、今回は検証の場でありますので、委員の方への質問に限らせていただきます。</p> <p>質問内容に関しても、本委員会の所掌事務に関する内容をお願いいたします。</p> <p>また、質疑応答に関する部分は会議録には掲載いたしませんのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、発言の際はお手元のマイクのスイッチをオンにいただき、発言後はオフにさせていただきますようお願いいたします。</p>

## 第2回第三者委員会会議録

事務局	<p>それでは、ご質問等のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>《質疑応答》</p> <p>これにて質疑の時間を終了いたします。</p> <p>お手数ですが、傍聴札を受け取った報道関係者の方は入口におります事務局係員にお渡しいただき、お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。</p>
-----	---